

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松前町は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県松前町長

公表日

令和6年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	松前町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者証又は認定証に関する事務 ・介護給付、予防給付の支給に関する事務・要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ・保険料の徴収、賦課又は還付に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、松前町は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 収納消込システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 宛名口座システム 6. 滞納整理システム 7. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル
 (1)資格ファイル
 (2)認定ファイル
 (3)受給ファイル
 (4)給付ファイル
 (5)賦課ファイル
 (6)収納納付ファイル
 (7)宛名口座ファイル
 (8)滞納整理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 ・番号法別表の100の項 2. 番号法第9条第2項 ・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・【情報提供】2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、161の項 ・【情報照会】131、132の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 保険課
-----	-----------

②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号791-3192 松前町役場 総務部 総務課 住所: 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話: 089-985-4103
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号791-3192 松前町役場 保健福祉部 保険課 住所: 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話: 089-985-4115

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点		
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点		
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	I3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第2項	1. 番号法第9条第1項 ・番号法別表第一68の項 ・番号法別表第一省令第50条第1項(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号)、第2項 2. 番号法第9条第2項 ・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	番号法9条2項に係る利用の追記及び文章整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	I4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(平成25年5月31日法律第27号) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項) : 第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等を含む項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」等が含まれる項であってそれぞれ他の法令で「市町村」、「介護給付関係情報」が定められている項(5、17、22、43、81、88、97、106、109の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)に「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(93、94の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) : 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	1. 番号法第19条第7号別表第二 ・【情報提供】1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、109の項 ・【情報照会】93、94の項 2. 番号法別表第二省令 ・上記番号法別表第二各項における省令で定める条項	事後	一部修正及び文章整理
平成29年12月28日	I5. ②所属長	保険課長 久津那 延幸	保険課長 小池 良治	事後	人事異動
平成29年12月28日	II 1.いつ時点の計算か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直し
平成29年12月28日	II 2.いつ時点の計算か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直し
平成30年1月11日	I1. ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 収納消込システム	1. 介護保険システム 2. 収納消込システム	事前	システム導入による
平成30年1月11日	I2. 特定個人情報ファイル名	介護保険情報ファイル (1)資格ファイル	介護保険情報ファイル (1)資格ファイル	事前	システム導入による
令和1年6月14日	I5②. 所属長の役職	-	保険課長	事後	記載方法の変更に伴う見直し
令和1年6月14日	II 1. 2.いつ時点の計算か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅳリスク分析	-	Ⅳ1～9を新規記載	事後	評価書の見直し
令和2年9月1日	Ⅱ 1. 2.いつ時点の計算か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年9月1日	I 1. ②事務の概要	・介護給付、予防給付の支給に関する事務・要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	・介護給付、予防給付の支給に関する事務・要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	語句の遺漏修正
令和3年9月1日	I 1. ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 収納消込システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 宛名口座 6. 滞納整理システム	1. 介護保険システム 2. 収納消込システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 宛名口座システム 6. 滞納整理システム	事後	システム名称語句の遺漏修正
令和3年9月1日	I3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 ・番号法別表第一68の項 ・番号法別表第一省令第50条第1項(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号)、第2項 2. 番号法第9条第2項 ・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	1. 番号法第9条第1項 ・番号法別表第一68の項 2. 番号法第9条第2項 ・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	記載方法の変更に伴う見直し
令和3年9月1日	I4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号別表第二 ・【情報提供】1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、109の項 ・【情報照会】93、94の項 2. 番号法別表第二省令 ・上記番号法別表第二各項における省令で定める条項	1. 番号法第19条第8号別表第二 ・【情報提供】1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、117の項 ・【情報照会】93、94の項	事後	法令改正に伴う見直し (改正漏れ含む)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱ 1. 2.いつ時点の計算か	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和5年3月31日	I 1. ②事務の概要	・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務	・保険料の徴収、賦課又は還付に関する事務	事前	法令改正に伴う見直し
令和5年3月31日	I 1. ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 収納消込システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 宛名口座システム 6. 滞納整理システム	1. 介護保険システム 2. 収納消込システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 宛名口座システム 6. 滞納整理システム 7. サービス検索・電子申請機能	事前	評価書の見直し
令和5年3月31日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号別表第二 ・【情報提供】1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、117の項 ・【情報照会】93、94の項	1. 番号法第19条第8号 2. 番号法別表第二 ・【情報提供】1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、117の項 ・【情報照会】93、94の項	事前	語句の遺漏修正
令和5年3月31日	Ⅱ 1. 1.いつ時点の計算か	令和3年9月1日時点	令和5年3月31日時点	事前	法令改正に伴う見直し
令和5年3月31日	Ⅱ 1. 2.いつ時点の計算か	令和3年9月1日時点	令和5年3月31日時点	事前	法令改正に伴う見直し
令和6年8月26日	I 1. ②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、松前町は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、松前町は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	軽微な修正 (法令改正による)
令和6年8月26日	I 3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 ・番号法別表第一68の項 2. 番号法第9条第2項 ・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	1. 番号法第9条第1項 ・番号法別表の100の項 2. 番号法第9条第2項 ・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	軽微な修正 (法令改正による)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 2. 番号法別表第二 ・【情報提供】1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、117の項 ・【情報照会】93、94の項	1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・【情報提供】2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、161の項 ・【情報照会】131、132の項	事後	軽微な修正 (法令改正による)